

＜許可取消に係る参照条文＞

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号）（抄）

（許可の取消し等）

第三十七条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

- 一 第二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- 二 第二十六条各号(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)のいずれかに該当することとなったとき。
- 三～五（略）

2～3（略）

- 4 主務大臣は、第一項の規定による監理許可の取消し、第二項の規定による監理許可の変更又は前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

（許可の基準等）

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

- 一（略）
- 二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従って適正に行うに足りる能力を有するものであること。
- 三 以下略

（許可の欠格事由）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

- 一～三（略）
- 四 第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 以下略

（認定計画に従った実習監理等）

第三十九条 監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

2（略）

- 3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省／厚生労働省／令第三号)

(監理団体の業務の実施に関する基準)

第五十二条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させないこと。

八 以下略

<認定取消に係る参照条文>

第十六条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一 実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき。

二 認定計画が第九条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

三 実習実施者が第十条各号のいずれかに該当することとなったとき。

四 (略)

五 第十四条第一項の規定により機構が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により機構の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

六～七 (略)

2 主務大臣は、前項の規定による実習認定の取消しをした場合には、その旨を公示しなければならない。

(認定の基準)

第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三 以下略

(認定の欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一～七 (略)

八 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

九 以下略

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省／厚生労働省／令第三号)

(技能実習の目標及び内容の基準)

第十条 法第九条第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習の目標に係るものは、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一～三 (略)

2 法第九条第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 第一号技能実習に係るものである場合にあつては、入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ～ハ (略)

ニ 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあつてはロ(3)に掲げる科目、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては全ての科目について、修得させようとする技能等に係る業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。

八 以下略

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

第十二条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十三 技能実習生に対する指導体制その他の技能実習を継続して行わせる体制が適切に整備されていること。

2 以下略